

〈農地法第4条第1項第7号届出書添付書類〉

狭山市農業委員会事務局

1	申請地の登記事項証明書（全部事項証明書の原本）	3ヶ月以内のもの
2	申請地の公図の写し	
3	申請地の位置図	縮尺1/20,000程度
4	戸籍謄本（除籍謄本を含む）	届出者が真正な権利者か登記事項証明書で確認できない場合
5	農地法第20条の許可書又は合意解約書	賃貸借の農地の場合
6	解約につき合意の成立したことを証する書面	賃貸権が農事調停等により解約されることとなっている場合
7	土地所有者の同意書	所有権以外の権原に基づく届出の場合
8	仮換地指定通知書の写し又は仮換地証明書	土地区画整理事業等による仮換地の場合
9	住民票又は住民票の写し	登記事項証明書の住所と相違の場合
10	委任状	代理人による届出の場合

〈農地法第5条第1項第6号届出書添付書類〉

1	申請地の登記事項証明書（全部事項証明書の原本）	3ヶ月以内のもの
2	申請地の公図の写し	
3	申請地の位置図	縮尺1/20,000程度
4	都市計画法第29条の開発行為許可書	開発許可が必要な場合
5	戸籍謄本（除籍謄本を含む）	届出者が真正な権利者か登記事項証明書で確認できない場合
6	農地法第20条の許可書又は合意解約書	賃貸借の農地の場合
7	解約につき合意の成立したことを証する書面	賃貸権が農事調停等により解約されることとなっている場合
8	土地所有者の同意書	所有権以外の権原に基づく届出の場合
9	仮換地指定通知書の写し又は仮換地証明書	土地区画整理事業等による仮換地の場合
10	住民票又は住民票の写し	登記事項証明書の住所と相違の場合
11	委任状	代理人による届出の場合

注 意 事 項

- (1) 届出書の提出部数 ① 農地法第4条第1項第7号届出・・・2部
 ② 農地法第5条第1項第6号届出・・・3部
- (2) 添付書類は、1部提出してください。
- (3) 印鑑については、認印で可。なお、訂正がある場合を考慮し、捨印をお願いします。
- ※ 土地改良区の受理証明書の添付は不要となりましたが、土地改良区への農地転用除斥決済金の納入については従来どおりです。

なくそう農地の無断転用！

問合せ先 狭山市農業委員会事務局 TEL04-2953-1111（内6081）